

事業主 様

千葉県医業健康保険組合
理事長 永 崑 嘉 嗣
(公 印 省 略)

40 歳未満者における健診結果データ提供料補助金の創設について

平素より当組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、令和 8 年度から「40 歳未満者における健診結果データ提供料補助金（以下、「結果データ提供料補助金」という。）」を創設することとなりました。

この補助金は、40 歳未満者の生活習慣病に対する意識を高め、生活習慣関係疾患に係る医療費適正化を図ることに加え、事業経営に係る福利厚生費などの費用補填になることを目的としております。

つきましては、結果データ提供料補助金に係る支給概要等について、別添「【40 歳未満者における健診結果データ提供料補助金】提出書類等について」のとおりご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご提出いただいた 40 歳未満者における事業主健診等結果データ（以下、「健診結果データ」という。）については、健康管理アプリ「Pep Up」及びマイナポータルにおいて、健診結果情報を閲覧することができる他、生活習慣病関連疾患の受診勧奨通知などの重症化予防対策事業に活用いたします。

また、健診結果データ提出による本人同意につきましては、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号により、事業主は本人の同意を得ずに健康診断結果を提供することができ、本人の同意は不要とされております。

このことから、結果データ提供料補助金の申請を検討される事業所におかれましては、必要に応じて、40 歳未満の加入者に対し職員健診の問診票に提供する旨を追記、または別添「コラボヘルスの推進について」を掲示するなど、ご検討方よろしくご願ひいたします（根拠条文などの詳細は別添資料「関連法」を参照願ひます）。

【照会先】 担 当 管理課 T E L 043-215-8205
--

被保険者の皆さまへ



コラボヘルス推進について

40歳未満者における健康診断結果を「千葉県医業健康保険組合」に提供願います

はじめに

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、特定健康診査の対象外である40歳未満の加入者についても、健康保険組合から事業所へ健康診断結果の提供依頼が可能となりました。

このため、40歳未満の被保険者の生涯を通じた予防・健康づくりに向けて健診情報等の活用による保健事業を推進するため、事業所で実施されている定期健康診断等(労働安全衛生法に基づく事業主健診を含む)結果の提供を依頼することとし、併せて事業主との連携(コラボヘルス)による効果的かつ効率的な事業を以下のとおり実施します。

※個人情報保護法第27条第1項第1号により、事業主は本人の同意を得ずに健康診断結果を提供することができます。

【事業目的及び内容】

40歳未満の加入者に対し、生活習慣病関連疾患の予防を目的に以下(1)、(2)の事業を実施します。

(1) 健診結果情報の閲覧及びヘルスリテラシーの向上対策

共同利用するデータ：健康診断結果項目

⇒提供いただいた健康診断結果を基に、健康管理アプリ「Pep Up」及びマイナポータルにおいて、健康診断結果情報を閲覧することができる他、健康に関する正確な情報提供により、個々のヘルスリテラシー向上に繋がります。

(例：健康管理アプリ「Pep Up」における健康年齢通知や喫煙者に対する禁煙治療の利用促進通知など)

(2) 高リスク保有者等に対する医療機関への受診勧奨及び保健指導の実施

共同利用するデータ：生活習慣病関連疾患の発症リスクが高い方の未受診情報

※病歴等の情報は含まれません

⇒生活習慣病関連項目(血圧・脂質・血糖など)の検査値がリスク保有判定を上回る者について、医療機関への受診勧奨通知など、重症化予防対策事業を実施します。

(例：医療機関未受診者に対する受診勧奨通知や若年層向けの保健指導の実施など)

提供いただいた健診結果は、「個人情報の保護に関する法律」「千葉県医業健康保険組合 個人情報管理規程」その他関係法令に基づき、確実な漏洩防止策を講じて適切な管理を行います。

千葉県医業健康保険組合

関 連 法

「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号) (抜粋)

第18条

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

以下、略

(第三者提供の制限)

第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

以下、略

「健康保険法」(大正11年法律第70号) (抜粋)

第150条 1項略

2 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

以下、略

「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号) (抜粋)

第27条 1~2項略

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等(厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。